

福企告示第6号

福岡地区水道企業団人事行政の運営の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成18年度における人事行政の運営の状況を次のように公表する。

平成19年9月28日

福岡地区水道企業団

企業長

柴原 育



平成18年度福岡地区水道企業団人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(単位:人)

| 採用 | 退職 | | 合計 |
|----|----|-----|----|
| | 定年 | その他 | |
| 15 | 0 | 16 | 16 |

(2) 職員の昇任及び降任の状況

(単位:人)

| 昇任 | | | | | | | 降任 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 係長級 | 総括係長級 | 課長級 | 部長級 | 部長級 | 局長級 | 合計 | |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |

(3) 職員数の状況

(単位:人)

| 平成19年度職員数(5月1日現在) | 対前年度増減比 |
|-------------------|---------|
| 73 | ▲1 |

(4) 職員数の主な増減内容

平成18年度から平成19年度にかけての職員数の主な増減内容は、下記のとおりである。

(単位:人)

| | |
|-----------------|----|
| 海水淡水化センター技術係の減員 | ▲1 |
|-----------------|----|

2 職員の給与の状況

(1) 級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 計 |
|----------|-----|------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-------|
| 標準的な職務内容 | 係員 | 係員 | 主任 | 総括主任 | 係長 | 総括係長 | 課長 | 部長 | 局長 | |
| 職員数(人) | 1 | 9 | 9 | 24 | 7 | 14 | 7 | 2 | 1 | 74 |
| 構成比(%) | 1.3 | 12.2 | 12.2 | 32.4 | 9.5 | 18.9 | 9.5 | 2.7 | 1.3 | 100.0 |

(2) 人件費(平成18年度水道用水供給事業決算)

| 歳出額(A) | 人件費(B) | 人件费率(B/A) |
|------------------|---------------|-----------|
| 11,154,372,465 円 | 716,684,131 円 | 6.4 % |

(3) 職員給与費の状況(平成18年度水道用水供給事業決算)

| 職員数(A) | 給与費 | | | | 一人当たり |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計(B) | 給与費(B/A) |
| 74 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 348,228 | 113,421 | 153,147 | 614,796 | 8,308 |

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成18年4月1日現在)

| 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-----------|--------|
| 380,400 円 | 45.4 歳 |

(5) 職員手当の状況

ア 扶養手当

(平成19年3月31日現在)

| 扶養親族 | 手当額(月額) |
|---------------------------------------|---------|
| イ 配偶者 | 15,000円 |
| ロ 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで(1人につき) | 7,400円 |
| ロのうち扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人 | 8,000円 |
| ロのうち配偶者が不在職員の扶養親族のうち1人 | 12,500円 |
| ハ その他(1人につき) | 5,600円 |
| 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額(1人につき) | 5,600円 |

イ 住居手当

(平成19年3月31日現在)

| 区分 | 手当額(月額) | |
|----------|--------------------|---|
| 借家・借間居住者 | 家賃月額が23,000円以下の場合 | 家賃月額から12,000円を控除した額 |
| | 家賃月額が23,000円を超える場合 | 家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を11,000円に加算した額 |
| | 最高支給限度額 | 27,000円 |
| 持ち家居住者 | 9,600円 | |

ウ 通勤手当(平成19年3月31日現在)

通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関などの利用者には通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)が、自転車などの利用者には通勤距離によって1か月当たり2,000円から24,500円までの額が支給される。

エ 期末・勤勉手当(平成18年度支給割合)

(月分)

| 区分 | 期末手当 | 勤勉手当 |
|------|----------------------|---------------|
| 6月期 | 1.35 (1.15) | 0.725 (0.925) |
| 12月期 | 1.4 (1.2) | 0.725 (0.925) |
| 3月期 | 0.25 (0.25) | — |
| 計 | 3.0 (2.6) | 1.45 (1.85) |
| 備考 | 職制上の段階、職務の級による加算措置あり | |

(注)1 ()内は管理職(課長以上)

2 年間支給割合は国と同じ。

オ 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当

(平成19年3月31日現在)

| 名称 | 内容 |
|---------|---|
| 地域手当 | 民間の賃金水準や物価水準等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は6パーセントである。なお、福岡市に勤務する国家公務員は7パーセントである。 |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間が割り振られた日については100分の125から100分の150までの範囲内、勤務を要しない日については100分の135から100分の160までの範囲内の割合を乗じて得た額が支給される。 |
| 特殊勤務手当 | 危険、不快、不健康又は困難な勤務などに従事する職員に支給される手当で、有害物取扱手当、危険作業手当、特別作業手当など5種類がある。 |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成19年3月31日現在)

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間の割り振り

| 勤務時間 | 休憩時間 | 休息時間 |
|--|---------------|---------------|
| (注) 8時45分から17時15分まで 又は 9時15分から17時45分まで | 12時15分から13時まで | 12時から12時15分まで |

(注) 1 通勤時の交通混雑緩和の観点から、時差出勤を行っている。

2 休息時間については、平成19年4月1日から廃止している。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき、事由を限らず毎年与えられる有給休暇である。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平均使用日数 14.8日

(3) 特別有給休暇の状況

特別の事由に基づいて認められる有給休暇であり、交通機関の事故等、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡等17項目を設けている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て、休業(育児休業)若しくは1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(部分休業)ができる。平成18年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

| | 育児休業 取得者数 | うち両休業取得者数 | | 部分休業 取得者数 |
|------|--------------|-----------|---|--------------|
| | | | | |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いている者の数を記入している。

(5) 介護休暇の取得状況

職員は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に、任命権者の承認を得て、休暇を取得することができる。平成18年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

| | 介護休暇 取得者数 | 休暇の取得形式 | | |
|------|--------------|---------|-------|-----|
| | | 全日型中心 | 時間型中心 | その他 |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、任命権者が行う処分のことである。平成18年度における分限処分の状況は、下記のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|--------------------|----|----|----|----|----|
| 勤務成績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制等の改廃により過員等を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例に定める事由による場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が行う処分のことである。平成18年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 給与・任用に関する不正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務規律違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般非行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事務に関する不正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路交通法違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上司の監督責任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組み(平成18年度)

ア 文書による通知

職員のサービス規律等の徹底を図るため、綱紀の肅正についての周知(総務部長名で各所属長へ通知)を行った。

イ 公務員倫理研修の実施

平成18年5月及び6月を中心として、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修及び勤務成績の評定の状況は、以下のとおりである。

(1) 主な研修の実績(平成18年度)

| 区 分 | 研 修 名 | 参加者数(人) |
|---------------|------------------------|---------|
| 福岡市職員研修センター研修 | 必修研修 | 13 |
| | 専門研修 | 34 |
| 派遣研修 | 厚生労働省・日本水道協会等 | 35 |
| 企業団研修 | 新任研修 | 14 |
| 職場研修 | 職場研修(接遇、公務員倫理、人権同和問題等) | 延べ 263 |

(2) 勤務成績の評定の概要

| 項 目 | 概 要 |
|-----------|--|
| 定期評定 | 職員のうち課長級以下の者を対象に毎年12月1日を評定期として定期的を実施している勤務評定 |
| 条件附採用期間評定 | 職員のうち条件附採用期間中の者を対象に条件附採用開始の日から概ね5月を経過したときに実施している勤務評定 |

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生法及び福岡地区水道企業団企業職員安全衛生規程に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の選任並びに安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生活動の推進に努めている。

イ 職員の健康管理に関する事業(平成18年度)

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

(単位:人)

| 項 目 | 対 象 者 | 対象者数 |
|--------|------------------------------------|-------|
| 一般健康診断 | 全職員 | 74 |
| 特殊健康診断 | 水質検査及び分析業務等の有害な業務、VDT作業等の業務に従事する職員 | 延べ 45 |